

令和5年4月1日改訂版

認可地縁団体の手引き

伊勢市 市民交流課 地域自治推進係

(TEL) 0596-21-5563

(E-mail) kouryu@city.ise.mie.jp

(URL) <https://www.city.ise.mie.jp/machi/community/katsudo/1001418.html>

～目 次～

1. 地縁団体とは	2
2. 認可地縁団体とは	2
3. 申請できる団体	2
4. 認可の要件	3
5. 申請から認可までの主な手続きの流れ	4
6. 認可申請に必要な書類等	5
7. 認可告示後の手続き及び義務等	6
(1) 法人登記	6
(2) 認可地縁団体としての印鑑登録	6
(3) 不動産登記	6
(4) 証明書の交付	7
(5) 認可地縁団体の義務	7
8. 認可地縁団体の各種税金について	8
9. 認可の取り消しと解散	9
10. 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例	10
(1) 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について	10
(2) 登記の特例を受けるための要件	10
(3) 登記の特例の申請に必要な書類等	10
(4) 登記までの主な手続きの流れ	12
(5) 公告に対する異議申し立て	13
(6) その他	13
11. 認可地縁団体同士の合併	14

～様式・参考例集～

様式・参考例集①認可申請	15
様式・参考例集②規約の変更・告示事項の変更	27
様式・参考例集③不動産登記の特例	34
様式・参考例集④合併	40

1. 地縁団体とは

「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」（地方自治法第 260 条の 2 第 1 項）と定義されており、区域に住所を有することのみを構成員の資格としているものです。

したがって、自治会・町内会のように区域に住所を有する人は誰でも構成員となれる団体は、原則として「地縁団体」と考えられます。

2. 認可地縁団体とは

これまで自治会・町内会には法人格が認められていなかったため、自治会・町内会で所有する集会所等の不動産登記名義は、当該団体の代表者個人又は役員の共有名義でした。このことにより、当該名義人の死亡による相続問題などが生じていました。

このような問題に対処するため、平成 3 年に地方自治法が改正され、一定の手続きにより自治会等が法人格を取得することにより、団体名で不動産等の登記ができるようになりました。

3. 申請できる団体

まず、一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体、いわゆる自治会・町内会が対象です。

したがって、次のような団体は対象となりません。

○特定の目的の活動だけを行う団体

（同好会やスポーツ活動や環境美化活動のような特定の活動のみを行う団体など）

○構成員に対して住所以外の特定の条件を要する団体

（老人会や子ども会（年齢の制限）、婦人会（性別の制限）など）

4. 認可の要件

次の4つの要件（地方自治法第260条の2第2項）を全て満たしている自治会・町内会が認可の対象となります。

(1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

…「地域的な共同活動」とは、清掃・美化活動、防犯・防災活動、集会所の管理運営など、一般的な自治会活動のことです。「現にその活動を行っている」と認めるには、少なくとも前年度において活動実績があることが必要です。

(2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

…「客観的に明らか」とは、町又は字及び番地あるいは住居表示による区域のほか、河川、道路等で区域が画されているなど、容易に区域・範囲が分かる状態にあるという意味です。

(3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

…構成員になることができる資格は、年齢・性別・国籍等に関係なく、その区域に住所を有するすべての個人ということになります。また、入会の申し込みがあった場合、正当な理由なくこれを拒むことはできません。また、「相当数の者が現に構成員」とは、一般的にはその区域の住民の過半数を判断基準としています。

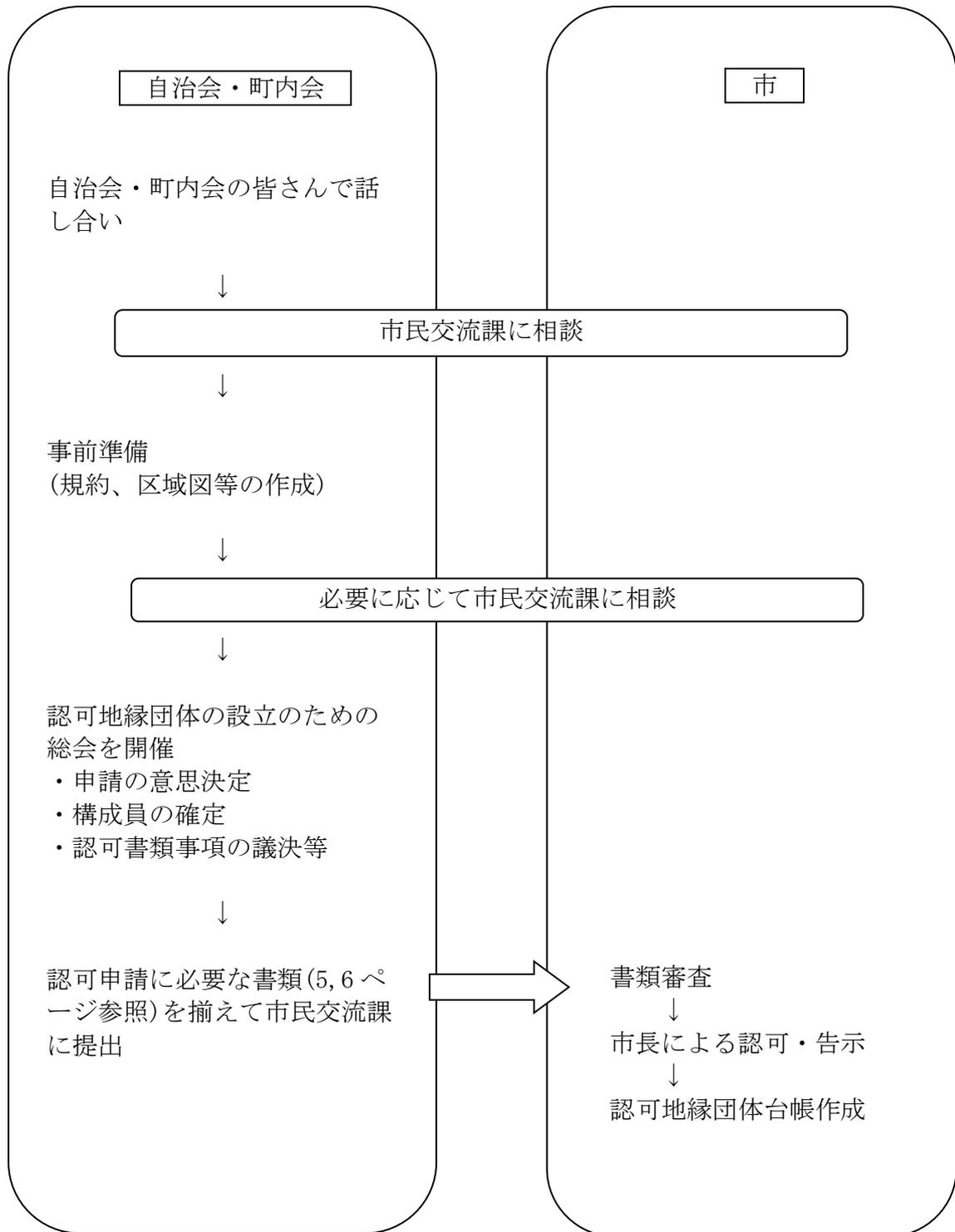
(4) 規約を定めていること。

…規約には、①目的、②名称、③区域、④主たる事務所の所在地、⑤構成員の資格に関する事項、⑥代表者に関する事項、⑦会議に関する事項、⑧資産に関する事項が定められていることが必要です。

また、⑨規約の変更に関する事項、⑩解散に関する事項、⑪残余財産の処分に関する事項についても定められていることが望ましいです。

5. 申請から認可までの主な手続きの流れ

認可地縁団体の申請は以下のような流れになります。



6. 認可申請に必要な書類等（様式・参考例：15ページ）

認可申請に必要な書類等は以下のとおりです。

また、認可申請を行うことについて、自治会・町内会の中でよく話し合ってください。必ず事前に市民交流課にご相談ください。

(1) 認可申請書（様式：16ページ）

(2) 規約（参考例：17ページ）

…規約には、①目的、②名称、③区域、④主たる事務所の所在地、⑤構成員の資格に関する事項、⑥代表者に関する事項、⑦会議に関する事項、⑧資産に関する事項を定めてください。

また、⑨規約の変更に関する事項、⑩解散に関する事項、⑪残余財産の処分に関する事項についても定めていることが望ましいです。

(3) 認可申請について、総会で議決したことを証する書類（総会議事録の写しなど）（参考例：24ページ）

…認可を申請する旨を決定した総会議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名及び押印があるものがよいとされています。

(4) 構成員の名簿（参考例：25ページ）

…構成員全員の住所・氏名を記載したもので、会員である場合には未成年者の氏名も記入が必要です。

(5) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

…事業報告書が必要です。

(6) 申請者が代表者であることを証する書類（代表者就任承諾書）（様式：26ページ）

…①申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録の写しと、②申請者が代表者となることを受諾した旨の承諾等の写しが必要です。

(7) 区域を示した図面

…地図等に区域を囲んで表示したものがが必要です。

7. 認可告示後の手続き及び義務

認可告示後の手続き及び義務は以下のとおりです。

(1) 法人登記

…地縁団体としての法人登記は、市長が行う告示をもってこれにかえることとなります。
法務局への法人登記は必要ありません。

(2) 認可地縁団体としての印鑑登録（受付：市役所市民交流課）

…伊勢市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成 17 年 11 月 1 日条例第 107 号）及び伊勢市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則（平成 17 年 11 月 1 日規則第 93 号）の規定に基づき、不動産登記等に必要な認可地縁団体の代表者の印鑑を登録申請します。

○印鑑登録できる人

- ・認可地縁団体の代表者本人

○印鑑登録に必要なもの

- ・認可地縁団体印鑑登録申請書
- ・代表者の個人印（印鑑登録されたもの）
- ・代表者の個人印の印鑑登録証明書
- ・登録する団体印



※ただし、次に該当する場合は認可地縁団体の印鑑登録はできません。

- ・ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- ・印影の大きさが1辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は1辺の長さ30ミリメートルの正方形に収まらないもの
- ・印影が不鮮明なもの又は文字の判読が困難なもの
- ・その他登録を受けようとする認可地縁団体印鑑として適当でないと市長が認めたもの

(3) 不動産登記

…認可地縁団体の保有資産の表示登記・保存登記には、申請書、原因・証拠の書類及び地縁団体の証明書を添付することとなります。

不動産登記手続きについては、司法書士や法務局と協議してください。

(4) 証明書の交付 (受付: 市役所市民交流課)

…①地縁団体の証明書や、②印鑑登録証明書が必要な場合は、申請書により市民交流課に申請してください。①、②いずれも1通につき200円です。

(5) 認可地縁団体の義務 (様式・参考例: 27 ページ~)

①規約の変更 (地方自治法第260条の3第2項)

…規約を変更した場合には市長の認可が必要ですので、以下の書類を揃えて市民交流課まで提出してください。

- ・規約変更認可申請書 (様式: 28 ページ)
- ・規約変更の内容及び理由を記載した書類 (参考例: 29 ページ)
- ・規約変更を総会で議決したことを証明する書類 (総会議事録の写しなど) (参考例: 30 ページ)

※規約の変更内容が、告示事項 (名称・目的・区域・事務所の所在地・解散の事由) である場合は、「②告示事項の変更」の手続きも必要になります。

②告示事項の変更 (地方自治法第260条の2第11項)

…告示された事項を変更した場合、市長への届出が必要になります。以下の書類を揃えて市民交流課まで提出してください。

○代表者が代わったとき

- ・告示事項変更届出書 (様式: 31 ページ)
- ・代表者の就任承諾書 (様式: 32 ページ)
- ・告示された事項に変更があった旨を証明する書類 (総会議事録の写しなど) (参考例: 30 ページ)

○規約のうち、告示された事項 (名称・目的・区域・事務所の所在地・解散の事由) を変更したとき

- ・告示事項変更届出書 (様式: 33 ページ)
- ・告示された事項に変更があった旨を証明する書類 (総会議事録の写しなど) (参考例: 30 ページ)

③財産目録の作成と備え置き (地方自治法260条の4第1項)

…認可を受けるとき及び毎年1月から3月までの間に財産目録を作成し常にこれを主たる事務所に備え置いてください。

④構成員名簿の備え置き（地方自治法第260条の4第2項）

…構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えてください。
ただし、市への報告、提出は必要ありません。

⑤総会開催の義務（地方自治法第260条の13）

…認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年1回、構成員の通常総会を開いてください。

8. 認可地縁団体の各種税金について

認可を受けた地縁団体は法人格を有するため、市役所課税課、伊勢県税事務所、伊勢税務署（税務署は収益事業を行う場合のみ）にそれぞれ法人設立の届出が必要となります。

認可地縁団体の税金の取り扱いは以下のとおりです。なお、減免措置を受けるための申請手続き等、詳しくはお問い合わせ先にてご確認ください。

税の種類		認可地縁団体		お問い合わせ先
		収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合	
市税	法人市民税	均等割のみ課税 減免措置あり	均等割・法人税割 課税	伊勢市課税課 市民税係 21-5534
	固定資産税	評価額で課税 減免措置あり	評価額で課税	
県税	法人県民税	均等割のみ課税 減免措置あり	均等割・法人税割 課税	三重県 伊勢県税事務所
	法人事業税	非課税	課税	
	不動産 取得税	課税 ※用途により減免措置あり		
国税	法人税	非課税	課税	伊勢税務署
	登録免許税	課税	課税	

9. 認可の取り消しと解散

(1) 取り消し（地方自治法第 260 条の 2 第 14 項）

…認可地縁団体が次に掲げる事由になったとき、市長は認可を取り消すことがあります。

- ・認可要件のうち、そのいずれかを欠くことになったとき
- ・不正な手段により認可をうけたとき

(2) 解散（地方自治法第 260 条の 20）

…認可地縁団体は次に掲げる事由によって解散します。

- ・規約で定めた解散事由の発生
- ・破産手続き開催の決定
- ・認可の取り消し
- ・総会の決議
- ・構成員が欠けたこと

※解散は、市長に対して届出（市長による解散告示）及び清算に伴う債権申出の公告（官報による公告）手続きが必要です。

10. 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例

(1) 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について

…地縁団体が認可を受けて法人格を取得し、不動産登記を行っても、所有権の移転登記を行う際、名義人が多数で相続登記がされていないなど登記義務者が判明しない場合は、全ての相続人の確定や承諾を得ることが難しく、認可地縁団体への所有権の移転登記が困難なことがありました。

そのため、平成27年4月1日より、地方自治法が一部改正され、認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例制度が創設されました（地方自治法第260条の38）。これにより、一定の要件を満たすものについては、申請により市長の公告手続きを経て、認可地縁団体が登記申請できるようになりました。

(2) 登記の特例を受けるための要件

…次の4つの要件（地方自治法第260条の38第1項）を満たす場合、この登記の特例に関する申請が可能です。

- ①申請不動産を所有しているのが認可地縁団体であること
- ②申請不動産を10年以上所有の意思をもって、平穩かつ公然と占有していること
- ③不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること
- ④不動産の登記関係者（表題部所有者、所有権の登記名義人、これらの相続人）の全部又は一部の所在が知れないこと

(3) 登記の特例の申請に必要な書類等

…登記の特例の申請に必要な書類や留意事項については以下のとおりです。

必要書類	留意事項等
ア. 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書	様式：33ページ
イ. 申請不動産の登記事項証明書	法務局で発行 [全部事項証明書]
ウ. 申請不動産に関し、地方自治法第260条の38第1項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類	<input type="checkbox"/> 特例適用を申請することについて決議した総会議事録
エ. 申請者が代表者であることを証する書類	<input type="checkbox"/> 代表者の決定を行った総会の議事録の写し

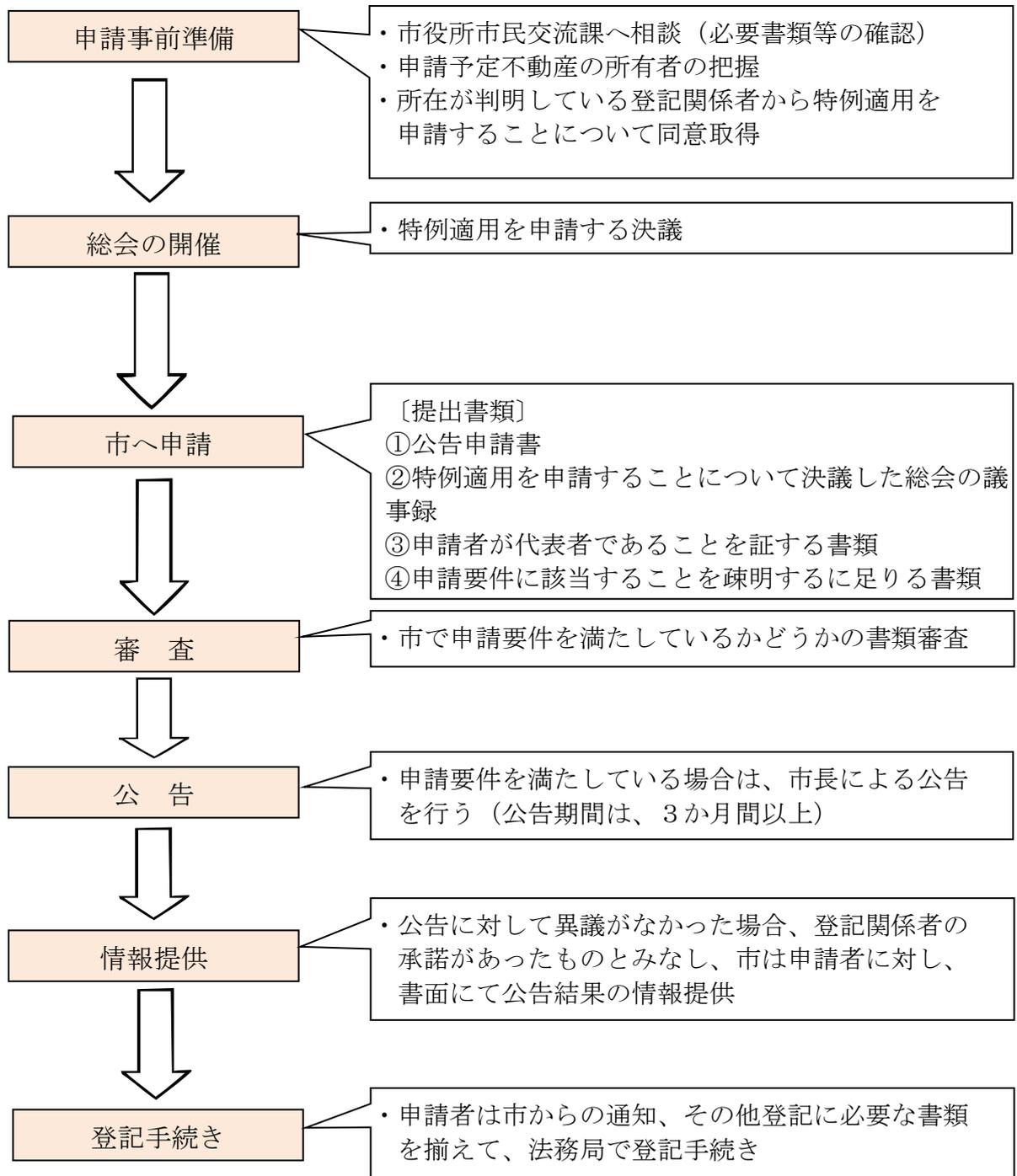
	<input type="checkbox"/> 代表者を受託した旨の承諾書（署名又は記名押印）
オ. 疎明するに足りる資料 ①不動産を所有していること ②10年以上所有していること ※書類・資料は、申請時点のものと10年以上前のものが必要	<input type="checkbox"/> 申請不動産を管理しているとわかる事業報告書等 <input type="checkbox"/> 以下の資料 （ア）公共料金の支払領収書 （イ）閉鎖登記簿の登記事項証明書または謄本 （ウ）旧土地台帳の写し （エ）固定資産税の納税証明書 （オ）固定資産課税台帳の記載事項証明書等 ※資料の入手が困難な場合 <input type="checkbox"/> 入手が困難な理由書 <input type="checkbox"/> 精通者等の証言を記載した書面や、認可地縁団体による申請不動産の占有を証する写真等
③登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること	<input type="checkbox"/> 構成員名簿 <input type="checkbox"/> 市で保管する地縁団体台帳 <input type="checkbox"/> （申請不動産が墓地の場合）墓地の使用者名簿 ※資料の入手が困難な場合 <input type="checkbox"/> 入手が困難な理由書 <input type="checkbox"/> 申請不動産の所在地に係る精通者等の証言を記載した書面等
④登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと ※登記関係者の内、少なくとも一人について、所在が知れないことを疎明するに足りる資料を添付。所在が判明している登記関係者については特例制度の申請を行うことについて同意を得ておくことが望ましい。	<input type="checkbox"/> 市長が「住民票および住民票の除票が存在しないこと」を証明した書面（不在住証明書） <input type="checkbox"/> 「宛先人不明」として返還された配達証明付き郵便 <input type="checkbox"/> 精通者等が「登記関係者の現在の所在を知らないこと」についての証言を記載した書面

※用語の説明

- ・申請不動産…所有権の保存または移転の登記をしようとする不動産
- ・精通者等…申請不動産の隣地の所有権の登記名義人や、申請不動産の所有地に係る地域の実情に精通した者等
- ・登記関係者…不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人

(4) 登記までの主な手続きの流れ

…登記までの主な手続きは以下のような流れになります。



(5) 公告に対する異議申し立て

…申請不動産の所有権移転等の登記することについて、異議のある登記関係者は、公告期間内に「申請不動産の登記移転等に係る異議申出書」と関係書類を提出し、異議申し立てを行うことができます。

異議申し立てがあった場合は、市が異議を述べた方に係る資格要件を確認し、認可地縁団体にその旨通知します（地方自治法第260条の38第5項）。これにより、認可地縁団体は特例手続きを中止することになります。

〔必要書類〕

- ①申請不動産の登記移転等に係る異議申出書（様式：36ページ）
- ②申請不動産の登記事項証明書
- ③住民票の写し
- ④その他市長が必要と認める書類

(6) その他

…この特例制度は、認可地縁団体が所有する不動産について、その所有権の保存または移転の登記を認可地縁団体のみの申請により可能とするものです。不動産登記は対抗要件としての公示制度として位置づけられるものであり、当該不動産の所有権の有無を確定させるものではありません。なお、市の認可を受けていない地縁団体が、特例制度の対象となる不動産を所有している場合は、市の認可を受けて認可地縁団体を設立した後であれば、特例適用の申請ができます。

1 1. 認可地縁団体同士の合併

(1) 認可地縁団体同士の合併について

…昨今、人口減少・少子高齢化が進み、認可地縁団体においても構成員の減少や役員のなり手不足が深刻化する中で、現在の体制では活動を維持できない認可地縁団体が多数発生しています。それを受け令和5年4月1日より、地方自治法及び地方自治法施行規則が一部改正され、人材不足等により単体での活動が困難となっている認可地縁団体が、将来にわたって活動を継続していくため、合併の規定の創設や解散の手続が簡素化されました。

同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができるものです。

(2) 合併方法について

…合併には「吸収合併」と「新設合併」の2種類があります。

「吸収合併」 2団体の内、1団体がもう1団体を吸収し、存続団体となります。

もう1団体は吸収されるため、消滅団体となります。

「新設合併」 2団体の両方が合併消滅し、新たに認可地縁団体を設立します。

(3) 手続きの流れについて（合併種類により、①及び②の対応が団体ごとで異なります。）

…①総会にて合併の認可申請を決議

②伊勢市長へ合併の認可申請

（合併後の認可地縁団体用の「6. 認可申請に必要な書類等」に記載の書類とその他追加書類が必要です。詳細は担当までお問い合わせください。）

③伊勢市長による合併の認可

④合併元の2団体それぞれの財産目録を作成し、債権者保護手続の開始

⑤債権者保護手続の開始

⑥債権者保護手続終了の届出

⑦伊勢市長による合併の告示（ここで初めて合併の効力発生）

⑧合併後の団体の財産目録を作成及び事務所に備え置き

※合併後の団体は合併前の2団体の一切の権利義務を承継します。

～様式・参考例集①認可申請～

1. 認可申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16 ページ
2. 規約の参考例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17 ページ
3. 総会議事録の参考例（設立時）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24 ページ
4. 構成員名簿の参考例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25 ページ
5. 就任承諾書（認可申請時提出要）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26 ページ

令和 年 月 日

伊 勢 市 長 様

認可を受けようとする地縁による団体の名称及び
事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

1. 規約
2. 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
3. 構成員の名簿
4. 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
5. 申請者が代表者であることを証する書類

規約の参考例

〇〇〇自治会（町内会）規約

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、〇〇〇自治会（町内会）と称す。

（目的）

第2条 本会は、下記に掲げるような地域的な共同作業を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- （1）広報、回覧板の回付等、区域内の会員相互の連絡と親睦
- （2）美化、清掃等区域内の環境の整備
- （3）公民館等、施設の維持管理
- （4）その他、目的を達成するために必要な事項に関する事

（区域）

第3条 本会の区域は、伊勢市〇〇町△△△番地〇から△△△番地〇〇まで、△△△番地〇〇から△△△番地〇〇までの区域とする。

（事務所）

第4条 本会の事務所は、伊勢市〇〇〇町△△△番地に置く。

第2章 会 員

（会員の資格）

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

（会費）

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（入会）

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとす。

- (1) 会員の転出等により、第3条に定める区域に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人より退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

(役員の種類及び選任)

第9条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|----------------|------|
| (1) 会長 | 名 |
| (2) 副会長 | 名 |
| (3) 幹事 (その他役員) | 名 |
| (4) 会計 | 名 |
| (5) 書記 | 名 |
| (6) 監事 | 名 |
| (7) 組長 (班長) | 各組 名 |

2 役員は総会において、会員の中から選任する。

3 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第10条 会長は、本会を代表し会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 幹事は会の円滑な運営のため、計画立案にあたり、第2条の目的に沿った適切な事業を決定する。

4 会計は本会の会計事務を行う。

5 書記は本会の記録、広報等の業務を行う。

6 監事は本会の会計及び資産の状況ならびに役員業務執行の状況を監査する他、不整の事実を発見したときは、これを総会に報告する。

7 組長は各組を代表し、事務連絡、集金等の業務を総括する。

(役員任期)

第11条 役員任期は〇〇年とし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 会議

(総会の種別)

第12条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成及び権能)

第13条 総会は、会員をもって構成し、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第14条 通常総会は、毎年度決算終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 総会員の5分の1以上、もしくは監事から会議の目的たる事項を示して請求のあったとき。

(総会の招集)

第15条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があった日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書で通知しなければならない。

(総会の議長)

第16条 総会の議長は、その総会において出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第17条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。

(総会の議決)

第18条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権等)

第19条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって若しくは電磁的方法により表決し、又は他の会員を代理として表決を委任することができる。
- 3 前項の場合における第17条及び第18条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(書面又は電磁的方法による決議)

第20条 総会において決議をすべき場合、会員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。

- 2 総会において決議すべきものとされた事項について、会員全員の書面又は電磁的方法による合意があったときは、書面又は電磁的方法による決議があったものとみなす。

(総会の議事録)

第21条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成及び権能並びに招集等)

第22条 役員会は監事を除く役員をもって構成し、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 2 役員会は、会長が必要と認めたとき、又は役員 $\frac{3}{10}$ 以上の請求があったときは、会議の日時・場所・目的及び審議事項を記載した書面をもって、5日前までに会長が招集通知をしなければならない。

(役員会の議長、定足数及び議決)

第23条 役員会の議長は会長がこれに当たる。

2 役員会には、第17条、第18条、第19条第20条及び第21条の規定を準用する。この場合においてこれらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第24条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入、又は補助金
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第25条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第26条 本会の資産で、第24条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において3分の2以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第27条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第28条 本会の事業計画及び予算は、毎会計年度開始前に会長が作成し、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会で議決されていない場合には、会長は総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出することができる。

(事業報告及び決算)

第29条 本会の事業報告及び決算は、事業報告書・収支計算書・財産目録等として会長が作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第30条 本会の会計年度は毎年〇〇月〇〇日から始まり翌年〇〇月〇〇日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第31条 この規約は総会において、総会員の4分の3以上の議決を得、かつ伊勢市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第32条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承認を得なければならない。

(残余財産の処分)

第33条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会与類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 雑 則

(備え付け帳簿及び書類)

第34条 本会の事務所には、規約・会員名簿・認可及び登記等に関する書類のほか、総会及び役員会の議事録・収支に関する帳簿・財産目録・資産の状況を示す書類、その他必要な帳簿及び書類を備えておかななければならない。

(委任)

第35条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、役員会が別に定める。

附 則

1 この規約は、本会が伊勢市長の認可を受けた日から施行する。

2 この規約の施行時における事業計画及び予算は、第28条の規定にかかわらず、総会の定めるところによる。

3 この規約の施行時における会計年度は、第30条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

就 任 承 諾 書

私は、 年 月 日開催の設立総会において代表者に選任されましたので就任することを承諾します。

年 月 日

住 所

氏 名

自治会（町内会）様

～様式・参考例集②規約の変更・告示事項の変更～

1. 規約変更認可申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28 ページ
2. 規約変更の内容及び理由を記載した書類の参考例・・・・・・・・ 29 ページ
3. 総会議事録の参考例（規約・代表者変更時）・・・・・・・・ 30 ページ
4. 告示事項変更届出書（代表者変更）・・・・・・・・・・・・ 31 ページ
5. 就任承諾書（代表者変更時提出用）・・・・・・・・・・・・ 32 ページ
6. 告示事項変更届出書（規約変更）・・・・・・・・・・・・ 33 ページ

年 月 日

伊 勢 市 長 様

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3第2項の規定により規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

1. 規約変更の内容及び理由を記載した書類
2. 規約変更を総会で議決したことを証する書類

規約変更の内容及び理由を記載した書類の参考例

年 月 日

伊 勢 市 長 様

〇〇〇自治会

代表者 〇〇〇〇

規約変更の内容及び理由

1. 規約変更の内容

旧規約 役員の任期は1年とし、再選を妨げない。

新規約 役員の任期は2年とし、再選を妨げない。

2. 規約変更の理由

1年任期では短すぎ、市の連絡機関との連携を密にするため。

総会議事録の参考例（規約・代表者変更時）

令和〇〇年度〇〇〇自治会〇〇総会議事録

- 1 招集年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 2 開催日時 令和〇〇年〇〇月〇〇日 午前・午後〇〇時
- 3 開催場所 伊勢市〇〇町〇〇番地〇〇 〇〇町公民館
- 4 総会員数 〇〇〇名
- 5 出席会員数 〇〇〇名（内出席〇〇名、委任状出席〇〇名）
- 6 議決事項
 - 第1号議案 令和〇〇年度事業報告について
 - 第2号議案 令和〇〇年度決算報告について
 - 第3号議案 令和〇〇年度事業計画について
 - 第4号議案 令和〇〇年度予算計画について
 - 第5号議案 代表者及び役員選出について
 - 第6号議案 規約変更について

7 議事の経過の概要及び議決の結果

開会時刻の到来により司会者〇〇〇〇氏が開会を宣言し、本通常総会は、定足数を満たしたので有効に成立した旨を告げ、議長の選任について諮ったところ、満場一致により〇〇〇〇氏が議長に選任された。議長の挨拶に次いで、議案の審議に入った。

- 第1号議案 令和〇〇年度事業報告について
原案のとおり異議なく承認された。
- 第2号議案 令和〇〇年度決算報告について
原案のとおり異議なく承認された。
- 第3号議案 令和〇〇年度事業計画について
原案のとおり異議なく承認された。
- 第4号議案 令和〇〇年度予算計画について
原案のとおり異議なく承認された。
- 第5号議案 代表者及び役員選出について
〇〇〇〇氏を代表者に決定した。
- 第6号議案 規約変更について
原案のとおり異議なく承認された。

8 議事録署名人の選任について

議事録署名人に次の者を選任した。

- 〇〇〇〇 氏
- 〇〇〇〇 氏

以上をもって、本通常総会の議案の審議についてすべて終了したので、午前・午後〇〇時〇〇分閉会を宣言した。

この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人は次に署名押印する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇自治会

議長 〇〇〇〇 印
議事録署名人 〇〇〇〇 印
議事録署名人 〇〇〇〇 印

年 月 日

伊 勢 市 長 様

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1. 変更があった事項及びその内容

代表者	(旧) 住 所	氏 名
	(新) 住 所	氏 名

2. 変更の年月日

年 月 日 就任

3. 変更の理由

年 月 日の定時総会において選任されたため。

就 任 承 諾 書

私は、 年 月 日開催の総会において代表者に選任されましたので就任することを承諾します。

年 月 日

住 所

氏 名

_____ 自治会（町内会）様

年 月 日

伊 勢 市 長 様

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1. 変更があった事項及びその内容
2. 変更の年月日
3. 変更の理由

～様式・参考例集③不動産登記の特例～

1. 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書・・・・・・・・・・・・・・・・ 35 ページ
2. 申請不動産の登記移転等に係る異議申出書・・・・・・・・・・・・・・・・ 36 ページ
3. 公告結果（承諾）の情報提供について・・・・・・・・・・・・・・・・ 37 ページ
4. 公告結果（異議申出あり）通知書・・・・・・・・・・・・・・・・ 38 ページ
5. 別記様式に記載する「申請不動産に関する事項」の記載要領・・・・・・ 39 ページ

令和 年 月 日

伊 勢 市 長 様

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第 260 条の 38 第 1 項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

- 申請不動産（所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産）に関する事項
・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

- ・土地

地 目	面 積	所 在 地

- ・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称
住 所

(別添書類)

- 1 申請不動産の登記事項証明書
- 2 申請不動産に関し、地方自治法第 260 条の 38 第 1 項に規定する申請をするについて総会で議決したことを証する書類
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第 260 条の 38 第 1 項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

(申請団体) 御中

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

伊勢市長

公告結果（承諾）の情報提供について

地方自治法第260条の38第1項の規定により、 年 月 日付け文書をもって申請のあった不動産については、同条第2項の規定により公告をした結果、登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかつたため、同条第3項の規定により、貴認可地縁団体が当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があったものとみなすこととなりましたので、同条第4項に規定する証する情報を提供します。

1 公告に関する事項

(1) 申請を行った認可地縁団体の名称

(2) 申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

(3) 公告期間

2 公告の結果

1 の公告については、 1 (3) の公告期間内に異議の申出はありませんでした。

(申請団体) 御中
認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地
名 称
所在地
代表者の氏名及び住所
氏 名
住 所

伊勢市長

公告結果（異議申出あり）通知書

地方自治法第260条の38第1項の規定により、年 月 日付け文書をもって申請のあった不動産については、同条第2項の規定により公告をした結果、登記関係者等による異議の申出がありましたことを、同条第5項の規定に基づき通知します。

1 公告に関する事項

- (1) 申請を行った認可地縁団体の名称
(2) 申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

- ・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

- (3) 公告期間

2 異議の内容

- (1) 異議を述べた登記関係者等
氏名
住所
登記関係者等の別
(2) 異議を述べた年月日
(3) 異議を述べた理由

別記様式に記載する「申請不動産に関する事項」の記載要領

○申請不動産に関する事項		
・建物		
名 称	延床面積	所 在 地
北都町内会集会所	100 m ²	所在：特別区北都町六丁目 7 番 家屋番号：7 番
・土地		
地 目	面 積	所 在 地
宅地	123.45 m ²	特別区北都町六丁目 7 番
・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所		
①都町内会集会所 特別区北都町六丁目 3 番 3 号 総務太郎		
②宅地 特別区北都町六丁目 3 番 4 号 総務二郎		

【建物について】

- 名称…○○町内会集会所、△区公民館等の名称が付されている場合はこれによること。そうでない場合は、「集会所」「事務所」「居宅」等の区分によること（参照：不動産登記規則（平成 17 年法務省令第 18 号）第 113 条第 1 項及び不動産登記事務取扱手続準則（平成 17 年 2 月 25 日付け法務省民二第 456 号法務省民事局長通達）第 80 条第 1 項）
- 延床面積…不動産登記規則第 115 条に基づき各階ごとに算出された床面積を合計したものとすること。
（注）不動産登記規則第 115 条「建物の床面積は、各階ごとに壁その他の区画の中心線（区分建物にあっては、壁その他の区画の内側線）で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、一平方メートルの百分の一未満の端数は、切り捨てるものとする。」
- 所在地…市区町村内の地番（不動産登記法第 44 条第 1 項第 1 号）及び家屋番号（同項第 2 号）まで記載すること。

【土地について】

- 地目…不動産登記規則第 99 条に定める区分により定めるものとすること。
（注）不動産登記規則第 99 条「地目は、土地の主な用途により、田、畑、宅地、学校用地、鉄道用地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び雑種地に区分して定めるものとする。」
- 面積…不動産登記規則第 100 条に定める「地積」と同一とすること。
（注）不動産登記規則第 100 条「地積は、水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、一平方メートルの百分の一（宅地及び鉱泉地以外の土地で十平方メートルを超えるものについては、一平方メートル）未満の端数は、切り捨てる。」
- 所在地…市区町村内の地番（不動産登記法第 34 条第 1 項第 2 号）まで記載すること。

～様式・参考例集④合併～

1. 認可申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 1 ページ
2. 合併に係る債権者保護手続終了届出書・・・・・・・・・・・・・・ 4 2 ページ
3. 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書・・・・・・・・・・・・ 4 3 ページ
4. 申請不動産の登記移転等に係る異議申出書・・・・・・・・・・・・ 4 4 ページ
5. 公告結果（承諾）の情報提供について・・・・・・・・・・・・・・ 4 5 ページ
6. 公告結果（異議申出あり）通知書・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 6 ページ

令和 年 月 日

伊 勢 市 長 様

認可地縁団体甲

合併しようとする認可地縁団体の
名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認可地縁団体乙

合併しようとする認可地縁団体の
名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の39第3項の規定により、合併の認可を受けたいので、
下記のとおり申請します。

記

- 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立する認可地縁団体
（以下「合併後の認可地縁団体」という。）に関する事項
 - ・ 合併後の認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地
名 称
所在地
 - ・ 合併後の認可地縁団体の代表者の氏名及び住所
氏 名
住 所
 - ・ 合併により消滅する認可地縁団体の名称
名 称

（別添書類）

- 1 合併後の認可地縁団体の規約
- 2 地方自治法第260条の39第3項の認可を申請することについて合併しよ
うとする各認可地縁団体の総会で議決したことを証する書類
- 3 合併後の認可地縁団体の構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこと
を目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資
する活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 合併しようとする各認可地縁団体の規約
- 6 申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証す
る書類

届出書様式（第二十二條の二の三関係）

令和 年 月 日

伊 勢 市 長 様

認可地縁団体甲

合併しようとする認可地縁団体の
名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認可地縁団体乙

合併しようとする認可地縁団体の
名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

合併に係る債権者保護手続終了届出書

地方自治法第260条の40並びに第260条の41第1項及び第2項の規定による手続が終了したので、同条第3項の規定により、別添書類を添えて届け出ます。

(別添書類)

- ・ 地方自治法第260条の40第2項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、同法第260条の41第2項の規定によりその債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書類

令和 年 月 日

伊 勢 市 長 様

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第260条の46第1項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

○ 申請不動産（所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産）に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

(別添書類)

- 1 申請不動産の登記事項証明書
- 2 申請不動産に関し、地方自治法第260条の46第1項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第260条の46第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

市第 号
令和 年 月 日

（申請団体） 御中

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

伊勢市長

公告結果（承諾）の情報提供について

地方自治法第260条の46第1項の規定により、 年 月 日付け文書をもって申請のあった不動産については、同条第2項の規定により公告をした結果、登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかつたため、同条第3項の規定により、貴認可地縁団体が当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があつたものとみなすこととなりましたので、同条第4項に規定する証する情報を提供します。

1 公告に関する事項

(1) 申請を行った認可地縁団体の名称

(2) 申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

(3) 公告期間

2 公告の結果

1の公告については、1(3)の公告期間内に異議の申出はありませんでした。

市第 号
令和 年 月 日

(申請団体) 御中
認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地
名称
所在地
代表者の氏名及び住所
氏名
住所

伊勢市長

公告結果（異議申出あり）通知書

地方自治法第260条の46第1項の規定により、 年 月 日付け文書をもって申請のあった不動産については、同条第2項の規定により公告をした結果、登記関係者等による異議の申出がありましたことを、同条第5項の規定に基づき通知します。

1 公告に関する事項

- (1) 申請を行った認可地縁団体の名称
- (2) 申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称
住 所

- (3) 公告期間

2 異議の内容等

- (1) 異議を述べた登記関係者等
氏名
住所
登記関係者等の別
- (2) 異議を述べた年月日
- (3) 異議を述べた理由等